

特集／ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

EU通貨統合と欧州労働組合運動の課題

宮前 忠夫

はじめに

97年9月に開かれた欧州通貨機構(EMI)の会合、EU(欧州連合)蔵相会議などで、1999年1月に発足する欧州経済・通貨同盟(以下、通貨同盟)への参加国を98年5月に最終決定することが合意されたこと¹⁾、続いて10月に、主要各国の98年度予算案が——財政赤字3%以下という、いわゆるマーストリヒト条約基準をクリアする内容で——可決する見通しになった。これらを受けて、欧州通貨同盟(正式名称は「欧州経済・通貨同盟」だが、以下、「欧州通貨同盟」あるいは「通貨同盟」)は発足に向けて、カウントダウンに入った。単一通貨ユーロの導入と既存各国通貨・各種会計のユーロへの転換の準備が、国家や地方自治体などの行政当局や公的機関はもちろん、民間機関や銀行をはじめとする私企業でも実務レベルでの作業が急がれている。

欧州の労働組合とその運動も、この大きく、かつ急激な変化の影響を受けて、職場・地域から各国別、欧州全体までの各段階で対応を迫られ、要求実現とその手段・方法、新たな労使関係の制度化を求めつつ、闘っている。

本稿では、欧州通貨同盟が現時点で労働組合運動にもたらしている政治的・経済的・社会的影響、そこから生じる諸課題、諸課題のなかで最も重視される失業克服・雇用確保のとりくみ、雇用確保のとりくみとも関連した当面の対決点である週35時間制闘争を、紹介しつつ、若干の分析を加えてみたい。

I. 差し迫る通貨同盟発足と労組の対応

1. 2つの期日に向かって

欧州通貨同盟の関係者たちのうち、とくに、加盟各国政府は今、2つの特に重要な期日に向かって準備作業を進め、あるいは対応を迫られている。1つは98年5月1～3日、ブリュッセルで開かれるEU臨時首脳会議であり、ここでは、欧州連合理事会としての権限で、マーストリヒト条約基準にもとづき、通貨同盟への加盟国が決定される。もう1つは99年1月1日であり、この日から、通貨同盟各国で公式に単一通貨ユーロが導入され、欧州連合理事会が各国通貨とユーロとの交換比率を確定する。ユーロがエキュ(欧州通貨単位)にとって代わり、エキュは消滅する。(なお、ユーロへの移行完了と各国通貨の廃止の開始は2002年1月1日から、廃止の完了は同年7月1日)

通貨同盟の「推進役」であるドイツとフランス両国首脳はおおむね、具体的準備態勢が整ったと判断された97年9月を境に、欧州中央銀行総裁をめぐる最終調整は残しながらも、これまでの通貨同盟をめぐる意見対立を糊塗することに努めるようになった。また、ドイツをはじめ各国与党・政府の首脳が財政赤字3%以内基準の「相対化」を口にするようになり、EU加盟国の多くが基準をクリアすることが確実で、新通貨ユーロは強く、安定したものになる、との宣伝に重点を移していった。

さらに、ドイツを先頭に、イタリア、フランスなどの各国政府はユーロの導入に必要な国内法整備(ユーロ導入法案の策定など)にも着手していった。

とくに98年9月に総選挙を控えたドイツでは、コール首相自身が「総選挙前に(ユーロ導入に)逆らう者は選挙で敗北する」と明言するとともに、与党キリスト教民主同盟(CDU)がコール首相を「欧州の統一者」「欧州通貨同盟の創始者」として祭り上

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

げ、選挙勝利に利用しようと「ユーロへの道は確定・不退転」とする「既成事実化」の宣伝を強めている。

イギリスは、10月27日、ブレア首相が通貨同盟支持・推進の立場を明確にし、2002年参加を公式に表明した。

一方、こうした事態の進展のなかで、フランス共産党、イタリアの共産主義再建党も、後述するように、与党あるいは閣外協力与党の立場からの現実的対応を実行してきている。

2. 背景としてのグローバル化と労働組合運動

欧州通貨同盟の現実化の動きは、おもに1970年以降、曲折を経つつ進展してきた。欧州（西欧）各国の独自の事情と政策的積み重ねがあると同時に、それと並行して進行した、いわゆる、経済のグローバル化が背景にある。これは、通貨同盟の推進者自身の発言や政策でいわれていることから、通貨の経済的機能、今日の通貨とその運動がもつ密接な、国際的な相互関連性、さらに、銀行・信用機関の大型合併やIMF（国際通貨基金）の通貨同盟推進的対応など、現実の動きからも、日々確認されることである。

そして、1999年1月1日に、予定どおり欧州単一通貨ユーロが導入されると、参加各国はその貨幣・通貨政策上の主権を欧州中央銀行に委譲し、欧州中央銀行が、事実上、全欧州に関する通貨政策を執行していくようになる。ユーロはそれによって、基軸通貨ドルのライバルの地位にのしあがるチャンスをつかむことになる。このことは、いわゆる資本主義三極間の競争の座標軸を大きく変更する可能性をはらんでいる（表1参照）。

グローバル化と結合した通貨同盟の発足は、欧州各国の国民生活や労働組合運動と直接かわる財政・雇用・労働政策などにも大きな変化をもたらそうとしている。「グローバル化」の経済学的分析・定義はそれ自体として取り扱わなければならないが、ここでは、本稿のテーマ設定にしたがっての一例として、労働組合の問題把握を紹介しよう。

ドイツの金属産業労働組合（IGメタル）はその教宣資料誌“direkt” 97/16号のなかで「グローバル化

表1 3極（米、EU、日）の比較（1996年）

	米国	EU	日本
人口(百万人)	263	370	125
OECD内で占める国内総生産の比率(%)	32.5	38.3	20.5
世界貿易に占める比率(%)	19.6	20.9*	10.5
輸出の対国内総生産比(%)*	8.2	10.2	9.0

* 1995年 * EU内貿易を除く

出典 伊紙「太陽24時間」1997年9月22日付

とは何か」について、次のように説明している。

「グローバル化とは、地球上いたるところに立地し、いつでもそれを再放棄して、他の場所に新しく立地することができる企業によって、世界経済がますます刻印されることを意味する。その選択基準は、販売市場に近く、関税障壁が迂回でき、為替相場の不利を回避でき、高額の補助金が得られ、賃金と税金が低く、国による賦課金が少ないところである。最大限に進歩した企業が、その成果を国際分業して研究し、生産し、商品化する。各事業所は世界的にネットワーク化されている。近代的な情報・通信テクノロジー、割安な輸送条件、多くの国が対外投資に関する制限を大幅に撤廃したという事実が、グローバル化を促進している。」

では、こうしたグローバル化と通貨同盟攻勢は労働組合運動にどんな問題を提起しているのだろうか。

欧州（大陸部）の労働組合運動は、いわゆる欧州型社会モデル、社会（福祉）的(social)市場経済とよんでいる労働福祉と労使関係をかちとってきた。ライン・アルプス型ともよばれるこの資本主義は労使関係面では——各国ごとの差を、あえて度外視して、くくれば——福祉国家的援護、労働協約自治、共同決定などを特徴としている²⁾。こうした歴史的発展を背景に、欧州の労働組合運動の中には、欧州統合、とくに当面の「経済・通貨同盟」自体は肯定しながらも、それが福祉国家的保護権、共同決定権、賃金・労働諸条件の自由交渉権（労使自治）を保障する、「労使同盟」をも増強するものでなければならないの立場をとる、欧州労連に代表される大きな潮流が存在する。

この潮流はまた、欧州レベルでは、一国レベルではできない、あるいは、効果的にできないことのみが規定されるべきであり、同時に、労働協約・事業

所労使関係当事者に、弾力的な創造余地を保証する大枠のみが法律等で規定されるべきである、との立場をとっている。また、そのような欧州型労使関係モデルの建設が成功すれば、それは地球上の他の地域的経済ブロックへの模範例としての影響力をもち、労働福祉上、何の制約も受けない経済グローバル化が欧州の労働者社会の上にもたらす労働福祉・経済上の打撃を克服するするのに貢献できるであろうとし、欧州の対米・日国際競争とも関連づけてとらえている。つまり、欧州型社会福祉の市場経済、アメリカ型市場モデル、日本型民族的・権威主義的経済制度（ドイツの社会学者O・ヤーコビ氏の表現で、die japanischeclanartig-autoritäre Wirtschaftsordnung）の間の制度政策的競争という姿のなかで、問題は欧州型労働福祉モデルをいかに刷新するかにある、ここに、労働組合が国際的な射程距離をもつ労働福祉擁護勢力として地歩を固めうるチャンスに満ちた行動分野がある、というのである。

ツヴィッケル・IGメタル委員長（ドイツ）も次のような割り切った言い方をしている。

「EUの今後の経済政策的構想について論争する方が、欧州経済・通貨同盟の延期について憶測をめぐらせるよりも有意義である」（“direkt” 97/15号）

このように、欧州労連主流の立場は、日本のそれとは異なる意味——言葉の本当の意味——で、社会的(social)な、あるいは、労使協調的なものといえる。

3. 通貨統合と欧州労使関係

欧州の統合過程における労働(福祉)・労使関係の展開は、公的、制度的にはEC/EUの諸決定のなかのいわゆる社会・労働条項に集約されている。それは、ごくおおまかにふりかえれば、EC(欧州共同体)成立のローマ条約(1957年)に始まり、欧州単一議定書(1985年)、欧州社会憲章(1989年)、欧州連合条約(マーストリヒト条約)(1992年)を経て、97年6月、アムステルダム条約(同10月3日、正式署名・発効、「マーストリヒト条約II」ともよばれる)に到達した。社会・労働条項に集約されている内容は、いうまでもなく、それぞれの段階で各国、各産業、各地域・職場での労働者・労働組合の要求とそれに

もとづく闘争の結果を反映してかちとられ、書き込まれてきたものである³⁾。

欧州(西欧)における最大の労使関係当事者である、UNICE(欧州産業・使用者団体連盟)および、CEEP(欧州公的参与企業センター。持株会社その他の公共企業体の使用者団体)と、欧州労連は、いわゆる社会(労使)対話の形で交渉を進め、大枠として、安定中心の通貨政策、公的財政の強化、企業の投資力・国際競争力の強化、経済成長と雇用の促進、これらの諸目的と一致した賃金政策、といった経済・社会労働政策上の構想で合意している。最近では、95年10月の「雇用に関する労使共同宣言」がある。

これらは、欧州労使関係当事者によれば、市場経済制御上の3基本要因(通貨、財政、賃金の各政策)が相互調和させられなければならない、責任のある3主役(欧州中央銀行、経済・財政理事会に代表を送っている各国政府、労使関係当事者)間に協調の橋がかけられなければならない、解消されていく各国レベルの経済運営権能を、全欧州レベルで活動する機関で調整することが、ますます必要になるという考え方に立ったものである。

こういった意味で、欧州統合は政治的・経済的・通貨的・労働福祉の視点からみて、他の選択の余地のない唯一の道であり、経済・通貨同盟を労働福祉的側面をともなったものにするために、労働組合(運動)は、政治的な、また、労使関係上の圧力を行使してそれを実現していかなければならない、というのである。ところが現実には、欧州労連の幹部からみれば、「労使関係・労働福祉同盟」(social union)が欠落している。こうした立場は最近の大会である1995年5月の第8回定期大会(ブリュッセル)の諸決議、特に「連帯を基礎とした強力で民主的で開かれたEUのために」で明確にされている。

たとえば、ガバリオ欧州労連書記長は「EU域内市場という特別条件の下での企業活動の国際化が、労働組合に一国の枠を超えた実践を要求しており、そうしなければ、労働者の利益は効果的に代表されない。ただし、欧州レベルの労使関係という考え方を法的に強制するのではなく、忍耐と展望をもって発展させなければならない。欧州通貨同盟の発足と

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

ともに、欧州レベルでの統一的な労働協約政策を迫る基本的諸条件が設定される。まさに、こうした状況に対応すべきときなのである」ととらえている。

そして、その実践と成果について、「その最初の企画が実行された。すなわち、ベルギー、オランダ、ドイツの労働組合活動家たちが、継続的協力を行い、IGメタル・ノルトライン・ヴェストファーレン地区がこれらの欧州各構成員を、労働協約政策実践に組み込み、近隣各国労組と協調しよう、というのであり、教訓にすべき例である」、「欧州レベルの労使対話は、ときとして、『拘束力のないおしゃべり』であり『暖炉のそばでの座談会』などと嘲笑されてきた。しかし実際は、欧州労使対話は厚板に穴をあけるようなしふとさのいる作業であり、やっと2つの基本協定（育児休暇、パートタイム労働）をかちとる成果をあげたのである。労使関係の議定書のアムステルダム条約へのとりこみとイギリスの「選択的離脱」の終焉は新たな前進条件となるだろう。欧州使用者側の妨害政策は破綻した。欧州労使協議会⁴⁾に関する法制化を阻止するという欧州使用者側の望み（これが、元来は欧州労連と基本的協定に関して交渉することの拒否理由だった）は失敗に終わった。欧州労使協議会は、どちらかといえばたしかに、『強固な』というより『軟弱な』権利であり、欧州レベルでの労働者利益代表制へと発展させるべき一手段であるが、その利用可能性を過小評価すべきではない」（以上のガバリオ書記長は“Mitbestimmung”97/7+8号「長い助走、短い飛距離」から）

こうして、今、欧州労働組合運動が通貨統合との関連で、当面抱えている問題、掲げている中心的課題は①労働組合側の欧州レベルでの（協議にとどまらない）交渉権の確立、②労働福祉政策、とくに雇用政策の確立を実行、ということになっている。

II. 緊要な課題としての雇用確保と労働時間短縮をめぐる

1. 深刻な失業問題と雇用創出・保障の闘い

（1）労働福祉上の下降競争（悪循環）と、そこからの脱却

欧州の失業問題は80年代に急速に深刻化し、失業

率はEC/EU平均で10%台に上った。80年代後期には一旦、8%台にまで下がった後、91年から再び急増し、95年にはついに、11%に増加、失業者数も約1,800万人にまで上っている。そして、失業はとくに、青年層で深刻で、地域格差も大きい（表2、表3参照）

労働者・労働組合の失業克服・雇用創出の闘いが70年代末から強められ、激しかった労働時間短縮の闘いも、雇用創出の闘いとしての側面を強く帯びていた。労働者・労働組合の闘いに迫られて、各国政府や国際機関も雇用・失業対策を強めていった。そして、この80年代以降の失業の深刻化は、米・英を先例に、多くの場合、「雇用創出」を口実に強行された民営化、「規制緩和」、弾力化（柔軟化、変通化）、欧州通貨統合過程と並行していた⁵⁾。

こうしたなかで、EC/EUでは、ほとんど首脳会議のたびにこの問題をとりあげられざるをえなくなっていた。主だった対策だけでも、93年には2000年までに失業を半減することをうたった「ドローール白書」が出された後、「欧州雇用信頼協定」の提唱（1996年1月、サンテール欧州委員長）、「雇用および労働市場委員会」の設置、「雇用に関するダブリン宣言」（以上、1996年12月）と続いている。

しかし、形式的には多くの機会に「雇用失業対策」がとりあげられたにもかかわらず、失業は克服されず、最近もフランスでは増加し、ドイツでは将来にわたっての増加予測さえ出されている。

失業の深刻化はとくに民営化と「規制緩和」の狙いを「経験的」に「証明」し、矛盾した諸政策の本質がそれを協調的に推進してきた欧州労連の幹部にも公認されるまでにいたった。そして、マーストリヒト条約基準達成をかかげての緊縮財政政策の犠牲強要もあいまって、欧州通貨同盟とユーロの信頼危機をもたらしかねない様相を強めてきた。

労働組合の側は、『過度の』賃上げが国際競争力の低下を招く」というコスト論や国際競争力強化を口実とした諸政策が労働者間、国際間での「労働福祉低下」「賃金水準引下げ」の競争という悪循環をもたらしているとの認識から、この下降競争（悪循環）への防壁の建設の必要性、とくに、最低賃金制、不安定雇用の制限・禁止、改めての労働時間短縮・雇

表2 EC/EUの雇用・失業の動向

(千人、%)

	1991年	92	93	94	95
人口	366,217	367,991	369,718	370,974	372,131
15～64歳人口	242,020	242,388	243,442	244,134	244,828
就業者数	151,712	149,765	147,290	146,857	147,994
対前年伸び率	-	-1.3	-1.7	-0.3	0.8
失業者数	13,627	15,345	17,799	18,499	17,856
うち長期失業者の割合	45.0	40.6	43.2	47.4	49.2
失業率	8.2	9.3	10.8	11.2	10.7
若年者失業率	16.4	18.1	21.3	22.0	21.5

資料出所：欧州委員会「Employment in EUROPE 1996」

注1 EU15ヶ国の数値であり、ドイツは全ドイツ

2 「長期失業者」とは、1年以上失業している者。その失業者に占める割合はオーストリアとフィンランドを除く。

3 「若年者」とは、25歳未満の者。

出典『平成9年版 海外労働白書』

表3 欧州各国の失業率（1996年）

	全 体	男	女	青年(1)	地 域 格 差		
					最 小	最 大	最大と最小の比率(倍)
ベルギー	9.6	7.5	12.5	20.8	5.1	15.8	3.1
ドイツ (西独部)	9.0	8.2	10.1	9.4	5.3	17.7	3.3
					5.3	11.8	2.2
ギリシャ	9.1	6.2	13.8	27.9	4.1	13.2	3.2
スペイン	22.8	17.8	29.5	41.9	11.0	32.4	2.9
フランス	12.0	10.2	14.1	26.1	7.7	21.0	2.7
イタリア	12.1	9.5	16.4	33.9	3.4	25.5	7.5
オランダ	6.2	5.0	8.0	10.9	5.0	10.1	2.0
オーストリア	4.5	3.7	5.6	6.4	3.3	6.1	1.8
ポルトガル	7.4	6.4	8.5	17.2	5.3	13.2	2.5
フィンランド	16.0	15.8	16.2	39.5	12.8	19.5	1.5
スウェーデン	10.0	10.9	9.0	23.1	7.8	12.2	1.6
イギリス	8.3	9.8	6.5	15.0	4.1	11.7	2.9

(1)25歳未満

出典 伊紙「太陽24時間」1997年10月21日付

用創出を強く要求し始めた。

(2)失業克服・雇用とアムステルダム条約

かねてから、失業克服・雇用創出の保証を求めてきた欧州労連はアムステルダムの首脳会議の決議(条約)にも特別の、雇用に関する一章を盛り込むように要求し、実際に条約中に一章が設けられた。しかし、首脳会議は当面する通貨統合へのとりくみに終始し、内容的には次回首脳会議送りをうたっただけで、ガバリオ欧州労連書記長に次の酷評をさせる結果に終わったのだった。

「アムステルダム条約で考慮されたということは、欧州労連とその加盟諸組合の圧力の高まり、そしていうまでもなく、注目すべき欧州世論の激変のお陰

である。決して単に停滞的なというのではなく、増加一途のこの間の失業、ファンダメンタリズム〔＝通貨統合基準を絶対視する考え方〕——多くの政府がこれを用いて、とくに労働福祉領域を中心とした各国の財政緊縮計画を強行し、その際、マーストリヒト条約基準を聖体顕示台として利用したが——そのすべてが、欧州(通貨)統合懐疑主義とEUプロジェクト拒否の増大を促進したのである。」「アムステルダム首脳会議で出されたのは、メイン・ディッシュではなく、せいぜいイギリス人が『スターター』(最初の料理)とよぶものである。アムステルダム首脳会議が出した結論には新しいものは全くない。それはこれまでの労働福祉関係の議定書とエッセン首脳

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

会議の結論の統合にすぎない。EU加盟国の各政府はエッセン首脳会議の決議以降、労働市場の損壊個所に修復部隊を派遣し、その場しのぎの軟膏をはるだけで満足してきた。」

「今年晩秋に〔11月20～21日〕、ルクセンブルクの議長の下で、臨時首脳会議の形で、この問題がもう一度とりあげられることになっている。この機会を逃してはならない。もし、ここで何の成果もえられないと、EU政治は緊要な信頼をさらに失うことになる。…それ〔ルクセンブルク臨時首脳会議〕に影響を及ぼさなければならず、世論を動員し、欧州の諸労組の行動力を改めて示さなければならぬ。」(同前)

2. 「状況の激変」と週35時間労働法制化闘争

(1) 「欧州世論の激変」と「仏伊・週35時間制枢軸」

ガバリオ書記長は「欧州世論の激変」に関連して、「状況が急変し始めたことは、ルノーのヴィルヴォルド工場閉鎖問題がそれを示していた。初めて国境を越えての重大な抗議行動が行われ、経済界と政界の本拠に対して明確な意志表示を行った。スロヴェニアを含む欧州のすべての立地〔＝事業所所在地〕のルノー労働者とその労働組合が団結し、行動を起こした」(同上)と強調している。

ブリュッセルではルノー問題での欧州労連行動デーの3月16日、6万人がデモした。5月に入ってから「国民犠牲の欧州統合にノーを——失業、雇用不安、社会的分断反対欧州行進」(通称・欧州雇用行進)が全国各地でとりくまれ、その関連で、5月28日には、雇用のための欧州行動日がブリュッセルほかでとりくまれ、パリでは6月10日、8万人参加のデモが、アムステルダムでは首脳会議直前の6月15日、欧州雇用行進の参加者なども加わった23カ国からの参加者5万人デモが会場都市アムステルダムで、それぞれ展開された。

「欧州世論の激変」は各国の国政選挙でも示された。イギリスでの18年ぶりの労働党の勝利(97年5月1日投票)につづいて、フランスでも社共などによる連立政府が誕生した(同5～6月、2回投票制)。イタリアでも、前年96年の総選挙の結果、左翼民主党などで構成する「オリーブの木」が与党で、

共産主義再建党の閣外協力による新政権が誕生していた。こうした結果をうけて、仏伊両政府間の「同盟」関係が急速に強められた。

3つの新政権はいずれも成立と同時に、欧州通貨同盟への対応策を講じなければならなかったが、当面の参加を決めていなかったイギリスは別として、フランスとイタリアは通貨同盟参加へのマーストリヒト条約の収斂基準の達成、とくに財政赤字・国内総生産の3%以内という基準達成を基本的に98年度国家予算(＝98年度財政法。会計年度は暦年同様1月から)で示す必要に迫られていた。同時に、仏伊両国与党はいずれも、総選挙で公約した週35時間制への労働時間短縮(現行はフランス39時間、イタリア40時間)などの実施を労働組合と共産党・共産主義再建党(以下、共産主義政党)から強く迫られていた。ここに、年金改悪などの社会福祉削減ほか共産主義政党が反対する内容を含み、しかも共産主義政党の支持がなければ過半数を得られない98年度財政法案の国会可決と、同じく共産主義政党が要求する週35時間制の法制化による実施という2つの課題の同時解決という政府のジレンマが生じたのだった。

財政法案審議が紛糾するこうした状況下で、仏伊両国政府は97年10月2～3日、仏サヴォア県シャンベリで首脳会議を開き、欧州通貨同盟推進の立場からの対策を協議し、その内容を協定とした。

「仏伊・週35時間制枢軸」ともよばれる同協定には次の内容が盛り込まれている。

「イタリアおよびフランスの政府は労働市場・時間の弾力化の問題にとりくむことが必要との認識で一致し、同時に、労働時間短縮に関しても、実施可能な方式を確定するために労使関係当事者が両者間で協定すべきである、という意味での協同の重要性を強調した。こうした時短は新規雇用の創出に効果的に利益をもたらす方法で決定され、国家の財政支援によることはもちろん、企業および労働者の協力によって実現されなければならない。」

この協定、とくに実質的に週35時間制を政府が推進するという内容は、起草者の一人であるトレウ・イタリア労相も明言しているように、財政法を成立させるために余儀なくされた妥協策だった。

(しかし、この協定文自体には、「週35時間制」と

いう具体的数字も、「法制化」という方策もなく、後述するように、これがとくにイタリアで、その後の紛糾の要因となった。）

(2) フランスの週35時間制法制化問題

こうして、フランス政府は10月10日に「週労働35時間制の法制化」を内容とする法案の年内提出を発表し、同19日には、時短・雇用増実施企業への奨励策を決定した。

政府が決めた法制化の主な内容は次のようなものである。

①2000年1月から従業員が10人を超える企業での賃下げなしの週35時間制実施、

②10%以上の時短をし、かつ6%以上の雇用増をした企業に対し、時短の対象となった労働者1人につき年9000フラン（1フラン＝約21円）の社会保険料負担の軽減（同15%以上の時短・9%以上の雇用増の場合、同1万3千フラン軽減。以上は98年1月以降適用、5年間継続するが1年毎に1人当たりの軽減額を1000フラン減ずる）、

③99年の後半に、それまでの実績、経済状況を検討し、週35時間制実施のために追加的措置が必要かを検討する政・労・使会議を開く。

こうした政府の決定が伝えられるや、ガンドワ・フランス経営者連盟会長、セガン共和国連合議長ら財界と保守各派の代表は「政府と労組の陰謀だ」「国際競争力を低下させ、雇用減・失業増をもたらす」などと怒り狂い、ガンドワ会長は抗議辞任さえ表明した。しかし、発表と同時に行われた世論調査では国民の63%が35時間制実施を支持し、政府決定を激励したのだった。

また、労組幹部の一部を含む35時間制法制化反対勢力の猛烈な攻撃にもかかわらず、政府がこの政策を維持しているのは、フランス共産党の欧州通貨同盟への現実的対応政策と、それにもとづく政権参加・維持政策が1つの要因である。共産党のユ書記長は「ただ、マーストリヒト条約に反対というだけでは、展望がない」むしろ、欧州統一に新方向を与え、欧州に「再び新しい意味を持たせるために」「マーストリヒト条約を超えて進まなければならない」「われわれは欧州建設的(eurocoustructif)である」(ヌーヴェル・オブセルバートル紙インタビュー)

とのべている。

(3) イタリアの週35時間制法制化問題

イタリアでは、問題は一層複雑化した。その直接の要因は、政府が提出した財政法案が年金改悪などの社会福祉削減を含み、共産主義再建党が受け入れられない内容のものであったことによる。そして、同党が財政法案に反対票を投じるとの態度決定をした時点の10月9日、プローディ首相は辞任を表明した。こうした、政府危機のもとで両者の協議が繰り返され結果、同14日に妥協にこぎつけ、政府と共産主義再建党の間の協定が結ばれ、政府危機を脱した。

「政府と共産主義再建党の間の協定（1997年10月14日調印）は全文、以下の内容である。（イタリア経済紙『太陽24時間』紙10月15日付から）

政府と多数派〔＝与党〕の一員である共産主義再建党の間に生じた諸問題の克服に関する協定

①政治的枠組み

——政府からの共産主義再建党への要請があり、後者は「欧州単一通貨への参加」という目的達成のための行動を続行することを受け入れた。

——政府自身の行動の、政治的に重要な進展に関しての、政府、「オリーブの木」、共産主義再建党の間の政府与党という範囲での系統的な協議。

——政府の改革実践を裏付けるための、1998年に向けての、経済・社会福祉政策の共同目標に関する協定の追求。

②1998年財政法

——98年財政法の最終的可決への共産主義再建党の約束。

＝5000億〔リラ〕を「支出削減」項目から「収入——税虚偽申告、脱税」へ転換する（政府の脱税防止努力による税収確保）。

③年金入りの方式に関して、肉体労働者の労働について、閣僚評議会議長〔＝首相〕の演説中に用いられた「同等の(equivalenti)」という用語は、対等の資格の、当該労働の困難度が同様の諸条件を備える、肉体労働者によるものでない労働をも含むものとし、労使関係当事者間の労働組合協定を基礎として明確化するものとする。

④政府は、労働に関する欧州共通政策をめざすイタ

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

リアとフランスの共同声明をも考慮して、2001年1月1日から実施されるべき、法定週労働時間の35時間への短縮を定める法案の、1998年1月中の提出を約束する。

——閣僚評議会議長の提案による3者委員会は同法案の具体的内容の明確化に協同する。——この時間短縮は15人超の事業所の従業員に適用される。

——同法案は、当該時間短縮に関する経済的・社会的状況、生産諸分野、各地域の状態の検証と、その〔＝時短の〕諸結果を考慮に入れなければならない。

99年発足時通貨同盟入りに必須な98年財政法案の可決を優先する立場からの、政府側の共産主義再建党への譲歩があり、共産主義再建党の側も、よりましな現在の政権を維持するために予算案(一部修正)支持その他で妥協した。こうして、政府危機を脱し、協定の内容に沿った財政法案の修正と週35時間法制化方針が表明されたものの、イタリアでは3大労連(CGIL＝労働総同盟、CISL＝労働組合同盟、UIL＝労働連合)が揃って、政権危機を救った点で協定そのものは評価しつつも——法制化による時短に反対の立場から——政府の時短方針に反対を続けている。「政府・共産主義再建党間協定で労組、使用者間の交渉・協約の自由が拘束された」(コッフェラーティCGIL書記長)、「労働時間短縮は優先的課題だが、労使関係当事者の手に委ねられなければならない」「労働協約によって、何とか政府・共産主義再建党間協定を訂正しよう」(ダントーニCISL書記長)などがその主張であるが、これは基本的には3大労連が93年7月に調印された、政労使間の協調を義務づけた所得政策協定(いわゆる93年7月協定)⁶⁾に拘束されており、政労使協調という方式に拘泥しているためである。

(4) 欧州労資の対決点——「週35時間法制化」と反共・変質攻撃との闘い

仏伊両国の時短政策は、本来は労働者・労働組合の要求と闘争の与党政策への反映であるが、両国政府間協定にもとづくEU(欧州連合)通貨統合にむけた「労働市場と労働時間の弾力化」促進政策の一環という性格をも担っている。

しかし、これが労働負担の軽減等の労働条件の改

善、雇用創出、さらに社会福祉削減の財政法(国家予算)案の改善の闘いの重要な一環になっている現実からみて、この闘争はEU通貨統合をめぐる欧州の労資対決の焦点となっている。

両国の財界・保守勢力は産業・地域・職場レベルでの時短具体化交渉の拒否を宣言する一方、「この戦争での最終的勝利」をめざすとして、実施までの2～3年間の抵抗と巻き返しを狙っている。

さらに、「(とくに法定化による)時短は雇用をうまない」といった、欧州議会、欧州委員(パンゲマン産業担当委員、フリン労働福祉担当委員など)などの反対表明を利用した攻撃も強められている。ドイツなど周辺国の財界も加わった反共・労働戦線分断の攻撃と一体となっている点も特徴的である。

こうして、仏伊両国の「週35時間法制化」は事実上、欧州の階級闘争の焦点、階級的対決点の位置を占めているのであるが、以下に紹介するアニェッリ・フィアット名誉会長の意見表明は独占資本家の立場からこれを体系的・政治的に証言しているので、少々長くなるが、紹介しよう。引用中の()内は引用者による要旨である。

「今日、われわれはわが大陸の将来にとっての根本的決定を目前にしている。すべてが予定どおり進行すれば、来春には、どの国が欧州経済・通貨同盟に参加するかが決定され、欧州各通貨間の交換比率が最終的に確定されるだろう。」

「[参加をめざした]イタリアの変化過程は経済的観点からはすでに、大きく前進したが、政治的観点からは未達成のままである。というのは、その起源を長い時間を逆上る問題がある。戦後から以降、イタリアは西欧最強の共産党の存在によって、変更を妨害され、不可能にされた政治制度と共存しなければならなかった。(しかし、このことはNATOやECに加盟するのまで妨げはしなかった)」

「(多数の政党の乱立と政府の「揮発性」〔＝政権の不安定性〕に関していえば)これを、過日、中道左派政権が——ファウスト・ベルティノッティ〔＝共産主義再建党書記長〕率いる共産主義派の、欧州通貨同盟参加にとって決定的な、出ばなでの1998年財政法の支持拒否をつうじて——みせつけた。

ご存じのように、政府を救済する政治協定によっ

て危機は解消されたが、わが国の近代化を遅らせる方向の諸措置を受け入れることを強制された。なぜなら、法律によって迫られての週労働時間の35時間への短縮、年金制度の改革の延期、民営化の遅滞は、決してイタリア経済の強化に役立たないからである。したがって、その設立の最初から欧州通貨同盟に一旦、参加した場合、イタリアがまず、取り組まなければならない問題が、イタリアを——この観点からも——欧州的にするための、完全小選挙区への選挙制度改革であろうことは明白である。

欧州は財政面での安定化局面に入ったが、非常に高い失業率が示すように、経済発展計画の面で弱点がある。…

(高失業率の原因は周知のとおり、次の点にある) 固定しすぎた労働市場、依然として競争が少ない公共的企業分野の商品市場、世界で比類のない労働福祉的報酬〔＝広義の賃金〕によって、とくに引き上げられた労働コスト、若い世代に不公平で次元を超えた、その本来の機能と全く合致していない、福祉制度を賄う必要性に起因する過度な税負担水準。

これらの諸原因が明らかであるにもかかわらず、事態を変えるために、これまで、僅かなことしか行われなかった。とりわけ、一部の国々——フランスからイタリアまで——において、競争力の弱体化と雇用の減少をもたらすだけにすぎない、労働時間の短縮というようなデマで、人気通りの幻想が鬼ごっこをしている。これらの幻想を実現し、かつ、欧州の経済的・労働福祉的制度の構造的な中心問題にとりくまないことは、グローバル化の爆発的影響の下に、欧州大陸をさらすことを、したがって、欧州経済・通貨同盟を短命に終わらせようとすることを意味する。」(『太陽24時間』紙10月15日付「欧州よ、発展を取り戻せ」と題するフランス・パリ、アメリカン・エクスプレス社重役会での招待演説要旨から)。

仏伊両国政府は歩調を揃えて、ともに98年1月、週35時間制法制化の法案を国会に提出すると発表しているが、この政府法案策定・国会提出から立法化まで、そしてさらに、法律の成立から実施まで、複雑かつ激しい闘いが続くことは不可避であろう。

まとめにかえて——EU雇用サミットと雇用確保のたたかい

雇用問題での特別首脳会議としてはEC/EU史上初めての雇用サミットが11月20日～21日、ルクセンブルクで開かれた。20日には、開会日に向けて欧州労連がよびかけた集会、デモに全欧から、主催者の予想2万人を大きく上回る3～6万人が結集し、実効性のある雇用拡大策の確立を訴えた。

しかし、21日合意された内容は、①98年からEUとしての拘束力をもった雇用政策方針を発効させる。そのため、98年6月の首脳会議までに加盟国は「各国別行動計画」を作成し提出する。同計画の進捗状況を毎年、12月の首脳会議で点検する。②失業者のうち、再雇用のための職業教育を受ける者の割合を現在の加盟国平均10%から20%に引上げる③失業した青年は6ヵ月(成人は1年)以内に再就職のための職業教育実習の職場を与えられなければならない、など。

この合意の意義はまず、議長を務めたユンケル・ルクセンブルク首相も「ドローール計画は具体策において誤っていた」と認めたように、ドローール計画の不覆行を事実上、EUとして公式に確認したことである。盛り込まれた具体的内容も、EU共通の目標を義務づけるのではなく、各国別行動計画の提出とその実験にとどまり、平均失業率を5年後に7%まで引下げようとしたユンケル案より大幅に後退するなど、きわめて「緩やかな」内容にとどまった。これはドイツをはじめとした、雇用に関するEU一律規制に反対する勢力に譲歩した結果である。こうした一律規制(各国レベルでいえば、法律による規則)への反対と、事実上、企業や労使協定任せの攻撃は、労働時間短縮問題にも共通のものである。

欧州の労働組合運動は21世紀への過渡期と重なった欧州通貨同盟発足という情勢のなかで、グローバル化、国際競争力強化を口実とした労働・生活条件悪化に対抗する労働者の諸要求、さらに、これと密接に関連した社会福祉の維持・改善の要求をたたかっている。

こうした世紀の一大転機の中で、「世論の激変」に示された国民・労働者の期待に応えられるか否かを

特集・ヨーロッパ労働運動の力量とその問題点

問われている。欧州型モデルを、欧州の範囲で守り発展させることが当面、必要だとしても、長期的観点からみれば、失業を克服し、本当に「悪循環」を断ち切るためには、さらに労働者として階級的・国際主義的立場に立つことが要請されているのではないだろうか。

(注) 1) 98年前半のEU議長国イギリスも10月26日、ルクセンブルクでの非公式外相理事会の席上、参加国決定のための臨時EU首脳会議を、98年5月1～3日ブリュッセルで開催すると公式発表した。EU15カ国のうち、99年1月の発足時には参加しないとみられる国は、イギリス、スウェーデン、デンマーク、ギリシャの4カ国。

2) こうした考え方は故ミッテラン仏大統領の「社会的公平は経済的効率の一部をなしている」などにみられるように、欧州の政財界でも、少なくともこれまでは、全体としては優勢を保ってきている。

3) 社会・労働条項に関しては『ソーシャル・ヨーロッパの建設——EC社会政策とソーシャル・パートナー』（恒川謙司、日本労働研究機構）を、EC/EUの諸決定とその機能に関しては『新版EC/EU法——欧州連合の基礎』（山根裕子、有信堂）を参照。

4) 欧州労使協議会に関しては「欧州労使協議会と日系企業」（左藤 一美、『労働運動』誌97年9、10、12月号）を参照。

5) EC/EUを含む各国政府や国際機関も雇用・失業対策については、『平成9年版 海外労働白書』、とくに、「第2部 欧米主要国の雇用失業対策の進展」を参照。

6) 「93年7月協定」については「イタリア労働組合運動の新たな転機——所得政策2周年、労働者憲章25周年を迎えて」（宮前 忠夫、『労働法律旬報』4回連載＝No.1396,1370,1374,1388号）参照。

（会員・欧日問題研究者）

★書き下ろし!

日本資本主義

失業時代の

日本資本主義

「構造的失業」 時代の 日本資本主義

戸木田嘉久著
〈四六判上製〉
本体3700円(税別)〒450

雇用・失業の角度から構造的に論じる日本資本主義論!

世界的な複合不況、相次ぐME化とリストラ、過去最悪を記録するわが国の失業率。国際的な連関と独占の21世紀戦略をもとに、ホワイトカラー、中小企業労働者、多様化する不安定就業労働者などの現状を含め、今日の雇用・失業問題を総体として考察し、理論的・政策的課題をも意欲的に解明する労作。

好評発売中!

〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 新日本出版社 ☎03(3423)8402(営)